

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年8月9日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年8月9日(火) 午後1時01分～午後2時09分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部会長 服部孝規  
副部会長 森美和子  
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理  
中崎孝彦  
副会長 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文  
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件  
1. 第41回検討部会の確認事項について  
2. 議会改革白書2016への掲載内容の確認について  
3. 議題  
(1) 請願者の説明機会について  
(2) 議会の情報化について  
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時01分 開会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、第42回の検討部会を開会します。

それでは、事項書に従いまして進めたいと思います。

まず、1番目に第41回検討部会の確認事項についてでありますけれども、渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、第41回の確認事項でございます。

まず、検討課題44番、代表質問につきましては、改めて県内各市の状況について、例えば、全体的な議会の日程とか、もう少し詳しい調査をして資料追加をいたしまして説明をさせていただきます。

また、委員の皆さんからも他市の状況でわかる範囲、聞き及んでおる範囲で説明を受けました。

そして、最終的には、来年3月の導入の今検討をしておるわけでございますので、早い時期に議会運営委員会に議論を委ねようということで、そういう結論に至ったところでございます。

おおむね考えられることは、現状のまま3月は代表質疑、9月も代表質疑、従来どおりでいくのか、または一つの方法として、3月は代表質疑を一般質問に変えて、施政方針、所信表明まで入れての質問ができるようにして、9月は従来どおり代表質疑のままにするのか。

もう1点は、現在、代表質疑でやっておりますが、それはそれでやって、なおかつ施政方針等の質問ができる代表質問も加えると。9月は、もう代表質疑のみという大きく3パターンが考えられると思うんですけど、この辺の議論を今度議運でしていただくということで、この部会員の皆さんにつきましては、会派の議運の委員の皆さんに、今までの部会の議論を機会があるときにお伝えをしておいてほしいということで話がまとまっておったところだと思います。

続きまして、2番目の公聴会制度、参考人制度、それから請願者の説明機会についてでございますが、公聴会及び参考人制度については、資料といたしまして、それぞれ要綱案を説明させていただきました。これにつきましては、まだこれから議論を深めていく前段の段階ということで、大まかな流れという意味で説明をさせていただきました。あくまで、これは対外的な事務の手の流れの要綱でございます。ですので、今後、実際に運用していくに当たってはもう少し細かい、例えば内規であるとか申し合わせとか、そういったものもつくって、うまく事務が運べるような形でまとめていきたいというふうに思っています。

それから、請願者の説明機会を設けることについては、あくまで参考人制度を活用した運用をやっていくということで、その参考人制度の要綱案を受けて、内規という形で提案をさせていただいております。

それから、この前いただいた宿題といたしましては、じゃあ、実際にその請願者の説明機会の流れについて、亀山市議会の現在の日程でいってどういうふうな形になるのか、きょうはこの後の議題のところで、その辺の日程的なものも亀山市に合わせた形でご提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最後に西川委員のほうからタブレットの関係で、もうそろそろペーパーレス化の具体的な検討に入ったほうがいいんじゃないかと。例えば、もうペーパーレス化できるものについてはやっていったらどうだというふうなご意見をいただきまして、本日の議題の2つ目ですけれども、入れさせていただきます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 前回の検討部会の後、議長と、それから私と、それから議運の委員長に来ていただいて、代表質問についての検討部会でのいろんな話をさせてもらって、議運の委員長さんには大体説明はさせていただきました。だから、この代表質問に関することについては、一応議運の委員長さんにも話は行っていますので、これからはもう議運のほうで議論が進んでいくだろうというふうに思います。

よろしいですか、確認事項は。

それから、2番目の議会改革白書への掲載については確認事項がありませんので、よろしいね。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 次に、議題に入りたいと思います。

1つ目は、請願者の説明機会についてということであります。

じゃあ、事務局のほうで説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、まずお手元の資料1のカルテをごらんいただきたいとします。

追記をした部分でございますが、1枚めくっていただきまして、対応内容の一番最後ですが、公聴会開催の手続に関する要綱、参考人招致の手続に関する要綱、それから請願者の趣旨説明に関する内規案、これについて第41回の検討部会で案をご協議いただいたというふうなことで追記をしております。

では、資料につきましては、村主のほうから説明をさせていただきます。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、資料1-1をごらんください。

前回、公聴会、参考人制度とあわせまして、参考人制度の一形態として、請願者による請願の趣旨説明について内規案をお示ししました。

その中で、特に請願者の趣旨説明については、実際に申し出を受けて以降の手続を今の定例会のスケジュールの中にどのように落とし込んで運用ができるのかといったご意見がありました。そこで、実際に制度を運用している他市に照会をした内容が資料1-1でございます。

ごらんいただくとわかりますが、まず、ほぼ請願の受け付け自体を開会日1週間前の招集告示日までを期限としております。それに対し亀山市現行では、議案質疑の日までとしております。そして、開会日以降に請願の付託先の委員会を開催して、請願者による趣旨説明の申し出があった場合には、その可否を決定して申し出者に通知しておるという運用が制度を持っておるところの一般的な形です。

また、この際のポイントとしては、紹介議員による請願の説明という項目がありますが、請願には紹介議員がお見えになりますので、請願者の説明の申し出が仮になくとも、請願の内容などから、委員会が必要と認めれば紹介議員の説明を求めることができるように会議規則上規定がございますので、そちらのほうを視野に入れておる議会が多いということです。ですので、請願については、請願者の申し出と委員会からの紹介議員の出席要請ということについて、開会日以降に委員会を持つ必要があるかと想定されます。

この資料1については他市状況でございますが、資料1-2でございますけれども、この流れを今の亀山市議会の運用に当てはめて、少し制度の改正を検討いたしますと、上段が現行の体制でございますので、招集告示日には議会運営委員会が開催されまして、そこでは請願の付託先が確認されます。

7日後に開会しまして、その後の議案質疑のときまでに請願の受け付けを締め切ると。その後、各常任委員会における請願の審査となっております。

これに他市状況等も参考にしまして変更後ですけれども、まず、招集告示日前日に請願の受け付けを一旦締め切ります。ここまでの分をこの定例会で審議すると。その際に、提出者には委員会でこの請願について趣旨説明の意向があるかどうかを確認いたします。意向があれば、そのときに趣旨説明の申出書、下の矢印が伸びているところですが、申出書を提出していただきます。当日にはなかなか判断できない場合でも、その日以降、できるだけ速やかに提出していただく趣旨です。

次に、招集告示日でございますけれども、議会運営委員会を開催しますが、そこでは提出された請願が確認されるわけです。付託先も確認をされます。その後、全議員に議運の資料は配付をいたしますので、この時点で請願内容や付託先について、所管の常任委員長や委員が確認できるという点があります。

その後、開会日までの矢印ですけれども、開会日のところの小さい四角に、所管の常任委員長、委員から紹介議員による説明が必要である旨の申し出の有無確認ということで、何かと申しますと、請願者から説明の申し出がなかった場合でも、委員会の委員長や委員から、この内容は紹介議員による説明が必要じゃないかという申し出があった場合が想定されますので、それがあった場合、または請願の趣旨説明の申し出が提出者からあった場合に、例えば、開会日以降、質疑、質問の聞き取り日の午後などに請願付託先の委員会を開催いたしまして、先ほど申し上げたように申し出の許可について可否を決定したり、紹介議員への出席要請の必要があるかどうかについてお聞きしたらどうかということでございます。

そこで決定をした事項を趣旨説明をする委員会の日時等として、請願の審査を行う委員会の日時等を相手方に通知するという手続でございます。

それで、実際に請願の付託自体は現行も今後も当然そうなんですけれども、議案質疑の終了後に請願文書表を配付するということで行い、最終的には請願の趣旨説明、ないしは紹介議員による説明については、常任委員会で請願の審査の冒頭で行っていただくという案でございます。

こちらのほうは実際、今度の9月定例会のほうに落とし込んだものが資料1-3でございますが、冒頭、午後5時まで締め切りとしておりますが、資料1-1では、済みません、4時までとしておまして、事務上4時までがよろしいかと思われまして、これは訂正させていただきます。ですので、開会までに請願提出の締め切りをして、趣旨説明の意向確認。それで、8月19日には議運で付託先の委員会を確認。その後は請願者からの申し出の提出か、所管の委員会の委員長、委員からの紹介議員が必要じゃないかという申し出の受け付け。開会日に、申し出の有無の確認。例えば、31日の聞き取りの午後に委員会を開催して、請願者、紹介議員の出席の可否を決定。可の場合は、請願の付託先の委員会審査の冒頭で趣旨説明という流れになります。

説明は以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 以上のような説明ですが、まずわかりにくいことがあったら質問、意見に入っていただいても結構ですけれども、大体わかりましたか、流れは。

森副部会長。

**○副部会長（森 美和子君）** この請願の受け付け期限というのは、もう他市を見ていたらばらばらなんですけど、これはもうその議会が決めればよいということになっているんですか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 亀山市議会では、極力請願をぎりぎりまで受け付けしようということで、うちは議案質疑の日に付託をしますよね、議案の。そのときに請願の付託もしますので、極端なことを言ったら、その日までに提出いただければ付託ができるということで、議案質疑日までと。実質は議案質疑の前日までということになるんですけど、そこまでうちは延ばしておいたというのが現状です。ここは特に会議規則なんかでいつまでとか、そういう規定はございません。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） ちょっとわからなくてお聞きするんですけど、資料1-2なんですけど、変更後のやつで、請願受け付け締め切りの下のところに、米印で提出者による委員会での趣旨説明の意向確認というようなことがあって、次に7日間と書いてあるところで、所管の常任委員長、委員からの紹介議員による説明が必要である旨の申し出の有無の確認ということで、最後のところに常任委員会における請願の審査の冒頭で、請願者または紹介議員による趣旨説明というふうになっておるんですけど、これは例えば常任委員長とか委員からの紹介議員の説明が必要であるというようなこととか、提出者が委員会での趣旨説明をしたいというようなことが何もなかったら、今までのような感じで進んでいくわけだね。

○部会長（服部孝規君） そうですね。

この委員長、委員からの申し出の有無の確認というのは、例えば、その日までに言ってくればということにするんやろうか、それともその時点で委員会を開くというような想定やろうか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これは、あくまで委員長もしくは常任委員さんからの申し出があるかどうかの確認ですので、その議運の次に全議員さんがそろるのが開会日しかございませんので、開会日にもしそれを求めるのであれば、事務局なりに一度申し出ていただこうかなというふうに思っています。

○部会長（服部孝規君） 申し出がないということイコールないという判断でいいわけやな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 請願者からも一応、請願が出てきたときに意向は確認しますが、あくまで申出書を出していただきますので、その提出期限も、ここには書いてございませんが、恐らく開会日になろうかと思えます。その請願者からのと、委員長もしくは委員からのが全然なければ、この後の委員会開催はありませんし、ここでどちらかでもあれば、聞き取りの午後ぐらいに委員会を開催するという形で、直ちに常任委員さんに開催の通知を出すというふうな運びになろうかと思えます。

○部会長（服部孝規君） 他によろしいか。

これは、あくまでも申し出がある、もしくは委員長、もしくは委員から申し出があった場合について委員会を開いて、それを了とするか、もう要らないというふうに不可とするか、そこを委員会で決めるという。その請願自体というんじゃなくして、請願者が説明をしたいと申し出をしてきたことに対して、いや、もう結構ですというのか、それなら来てくださいというのかということを決めるという。だから、請願そのものについての採択・不採択ではない。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 委員サイドからも説明に来てほしいというのものもあるわけですか。

○部会長（服部孝規君） そう。その場合も、委員サイドから出たやつも、それについてみんなに諮るわけやな。皆さんが、いやいや、そうやって言うけれども、そんなん必要ないでというのが多数であれば、もうこうなるという。それはそうやとなれば丸になるという、それも委員会で決めるという。

高島委員。

○部会員（高島 真君） イニシアチブはこっちが持っておるということですよ。

○部会長（服部孝規君） そうそう、委員会が。

そういう申し出ができるし、いろいろできるということにはなっているんやけれども、最終的には委員会が可否を決めるということなんです。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） その請願受け付け締め切りに提出者の、事務局が意向確認するわけですよ。そのときに、いや、しないと行った場合で、開会日に委員長並びに委員からやってもらわなあかんやないかという場合はどうなんですか。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。そんなケースはどうやろうかな。要するに、提出日の時点では提出者が説明の機会はいりませんと、しませんと言って、それで委員長なり、もしくは委員のほうから、これはしてもらわんと困るのやと言うた場合にはしてもらおうということになるのか、その辺はどうなんやろうか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 前回、案でお示した要綱上は、委員会側から請願者に、全然本人は申し出がなくても、趣旨説明を求めることもできるような形の要綱になっていますが、きょうのこのフローの中では、基本、向こうからの申し出のみの流れになっています。ですので、ちょっとどちらがいいのか、そこまで請願者が特に言いたいと言っていないのに、委員会側から求めるのか、それは紹介議員さんがお見えになるので、委員会としても聞きたい場合は請願者まで行かずに、紹介議員さんの代表の方に出していただいて、話を聞くということでもいいのかという気はしますので、それはどちらがいいのかは、ちょっとここでご議論いただきたいなと思います。

○部会長（服部孝規君） 一般的に考えられるのは、請願者が説明を求めないという場合に、わかりにくい説明してもらおうやないかというような話が出る可能性はあるわな。そのときに、例えば、請願者にもう一遍振って、こういうふうに委員会で言うておるけれども、説明する気はないかというようなことをするのか、それとももうそこまではせずに、あとはもう委員会として紹介議員に、請願者は説明する意思はないということやから、紹介議員のほうで説明してもらえますかみたいな話にしていくんやろうか、流れとしては。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今も実際に請願者は言う機会がないので、もし必要があれば、過去、ここ数年でも2回ほど、服部部会長さんにも出ていただきましたし、前伊藤議員にも出ていただきましたし、そういった形で、あるいは委員会側からの要請でということで、請願者までは及ばせていないわけですね。

○部会長（服部孝規君） 請願というのは何とか採択してほしいという思いがあって出してくるやつ

だから、それはそれで説明をしてくれと言われれば、やっぱり通したければ出てくると思うんだな、僕は。それは印象を悪くするもんね。説明の機会を求めておるのに、いや、もう行きませんと言うたら、何やその程度の熱意しかないのかというようなとられ方もする可能性があるわね。だから、そういう意味でいくと、それも含めて判断になるのかなと思うんやけどな。どの程度、本当にその請願を採択してほしいという思いがあるかということもわかるようなふうになるのかもわからんな。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） それともう1つは、紹介議員の重みというか、しっかりと内容を把握した中で紹介議員になるということもやっぱり必要になってくるということです。そうであるはずなんですけど。

○部会長（服部孝規君） ほかに。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 今のお話の中では、何か私、今までの請願で覚えているのは、結構全国の自治体に請願を一緒のようなを出している人もいないですか。そういう人って来ないんじゃないかなと。

○部会長（服部孝規君） 郵送で送ってくるようなね。

○部会員（豊田恵理君） 一緒の内容を津であったり、亀山であったりという場合もあった気がしたかなと。

○部会長（服部孝規君） 請願は無理か、陳情はあるけど。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 紹介議員さんが要りますので、基本は請願で郵送はまずないです。

○部会長（服部孝規君） このA3の1-1の亀山市の案というところをちょっと、もしこれをやっけていくとした場合ね、こういうような案でいきたいということなんやけれども、この後の資料を文章化したようなもんやけど、この辺のところについてはどうやろうな。

最後の実費弁償ぐらいか、今説明したもらった以外で。

そうだな、あとは人数としては代表者1名ということだね、1人だけ来てもらうと。この流れでよろしいか、一応。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） この請願受け付け期限の変更案で、招集告示日の前日の午後4時までというのは、このフローからいうともうぎりぎりのところという考え方で、もうこれ以上はできないということですよね。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 請願が出ますと議運を開かなあきませんもんで、ですので、ここですと19日に議運があるので、この前日と。

今ですと、わざわざこの議案質疑日の朝に、もし議案質疑の前日に出てきたら、議案質疑日の朝、9時半ごろから議運を開いておるわけなんです。

○部会長（服部孝規君） そうしたら、特になければ、こういうことを踏まえた形で進めていって、もう1回次のときに出してということで皆さんに諮って、その上で、これはもしやるとしたら議運だね、またこれは。

だから、我々はこういう方向でやってはどうかということについて提案をするだけで、あとはもう議運のほうでそれを決めてもらおう。だから、日程的に言うても、もう9月は無理だと思うんです。9月議会に関しては従前どおりやると。やるとしたら、もう12月の定例会からに、一番早くてそうなるかなというふうに。

だから、次回のところ、きょうのを踏まえた形で整理をさせてもらって、再度また皆さんに確認いただいて、それで了解が得られれば、次は議会運営委員会のほうに委ねたいということで整理をしたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 本人から特に申し出がない場合の、議会側から言うのか、それとももうそれは紹介議員さんをお願いするのかについては……。

○部会長（服部孝規君） もう本人がそうやって言うておる以上、それはそういう請願に対する、いわゆる採択してほしいという思いがどの程度かというのは一つはわかるんやでさな。そんなんわかるやろうというような態度と、いや、そんな機会があつたらぜひ述べさせてほしいという思いかというのはやっぱり違ってくるでな。それでいいんと違うかな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この資料1-3のスケジュールをちょっとごらんいただきたいんですけど、最終的に説明機会の場を設けるとなったときに、一応、委員会の冒頭で請願審査としております。これは委員会審査に入ると請願はもう最後のほうですので、時間がなかなか把握できない、わからないということで、請願者の方に待ってもらわんならんということで、冒頭にということにしてはありますけど、もう一つ、その前に補正の分科会がございます。これが何時に終わるかというのは実際わからんわけです。そうすると、一つの方法として、委員会を先にせんならんのかなという部分もちょっと考えんならんのかという、補正の分科会を後にするということですね。そうすると、本当に一番最初10時に請願審査から始まるということが明確にはなると思うんですけど、今は分科会を先にやっている。それをあえてそこまで変えていくのか、もう少々は待ってもらうのかというところなんですけど。補正予算も、長くても午前中には大体終わっていますけれども。

○部会長（服部孝規君） いや、終わらんに、なかなか。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 大体は、たまに例外もありますけど、大体午前中ぐらいには補正は少なくとも。朝から来てもらっておって、結局、昼からになってしまうということになっても気の毒な部分もあるんですけども。

よく請願が出ますと、関係の団体さんがずらっと傍聴に見えるときがありますよね。あれもいつも時間がわからんので、結構早くから座ってもろうておるというのものもあるんですけど、それでちょっと冒頭にさせていただいているんですけど。

○部会長（服部孝規君） このあたりは議運でいいんと違うかな。我々がどうこうというよりも。そういう問題があるということだけは伝えやんならんのやけれども、それに対してどうするかということは議運で決めていただければいいんと違うかなと。そこまでうちが口出ししていくと、議運って何やという話になるかなと思ってね。

だから、そういうことも考慮することが必要やということまではうちは伝えるけれども、それを受けてどう時間設定するか。例えば、極端に言うと、まず委員会を開いておいて、それから分科会に変

えて、またもう一回委員会ということも可能ですか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それはちょっと難しいです。

ちょっとこれは、この間、議運の視察に見えたときに、先に分科会をして、後で常任委員会を。それは非常にいいことだということをやちょっと言われたんです。やはり補正予算と、万が一、条例と関係があって、両方同じときに提案をされるときに、多分やっぱり予算を審査しておくほうがいいやろうみたいなことを言われたことがありましたね。なので、先にすべきかなと言われたんです。

そうやけど、それは同じ議会に出せばいいだけであって、委員会でこっちを先にせんならんということはないと思うんです。

○部会長（服部孝規君） そうやけど、この辺は技術的なものやで、どこへはめ込んだらいいかという話は。

ただ、請願者を待たすということをやないようにしたいという思いもわかるんやで、そこのところがうまく制度として、仕組みとしてどんなふうな形にできるのかというあたり、この辺は議運の話やなと僕は思うんやけどな、そっちへ任さな。検討部会でどうこうという話ではないと思うんやけど。そういう課題があるということだけ送っておいてください。

それじゃあ次、議会の情報化に入りたいと思います。

事務局、お願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、まず資料2のカルテをごらんいただきたいと思います。

これは特にまだ追記はございませんので、次回、追記をしていく形になろうかと思います。

その次の資料2-1をごらんいただきたいと思います。

これは前回の会議の最後に西川委員のほうから、もう本格運用を始めたんだから、ペーパーレス化もちょっと議論していくべきだというご意見をいただいて、今回、本会議と委員会の主な配付資料、考えられるものをちょっと上げさせていただきました。

今回、赤字にしてありますのが、例えば、本会議で議事日程とか理事者側の出席報告書とか、例月の監査からの出納検査、もろもろこういったものは基本ペーパー1枚のものでございまして、こういうのこそタブレットで見ていただいたら、多分これを見るのは1回きりだと思いますので、あとこれをまた読み返すということもまずないと思いますので、あとは付託議案の一覧表とか、各常任委員会がどういった日程で開催されるかとか、審査報告書は可決か否決か書いてあるだけでございます。委員長報告ではございませんので、こういう本当にペーパー1枚、2枚のもので、そのときだけのものであれば、まずはペーパーレス化の候補として上げられるのではないかと。

委員会のほうは、ちょっと上げさせていただいたのは、予算決算委員会で配る分科会の分担表、これもペーパー1枚です。それから、当初予算説明の口述原稿とか補正予算説明の口述原稿、こういったものも基本、本来配られるものではないようなものですので、もうペーパーレス化でデータで見ていただいたらどうかということや、事務局の案としてちょっと赤で上げさせていただきました。これ以外にもちょっとまだ資料があるかもわかりませんが、とりあえず思いつきで上げたのがこの程度ということやでございます。

○部会長（服部孝規君） 皆さん方で一致する部分はもうペーパーレス化をしていこうということで、

この赤字で上がっている部分で、これはいいだろうというやつを一つずつ出していったらどうかな。

まず議事日程、異論がなければ。それから、出席報告書。それから、例月現金出納検査、これは監査から出るやつやな、これもよろしいか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) それから次が、閉会中の継続調査申出書、付託議案一覧表。

紙としてはなくすけど、タブレットに入っていますという。だから、もし見るんやったら、こっちで見てもうたらいいということ。

それから、各常任委員会開催日程表、これもよろしいね。

それから、各常任委員会審査報告書、これも可否だけのものです。よろしいね。

じゃあ、本会議配付資料については全部赤字はオーケーと、ペーパーレス化してもオーケーということよろしいか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) それから、委員会配付資料、予算決算委員会分科会分担表。これもよろしいね。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) 問題は、残りの2つな。口述原稿、あれを私は残してもいいと思うんや、これはな。結構これにすると、分量が多いでね。1枚で済む話と違うやろう、これは。

渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) かなりあります。書き込みも多分皆さん、議員さんはされておると思います。

○部会長(服部孝規君) これは僕はなくせんと違うかなと思っておる。

一応、名称としては口述原稿になっておるんやけれども、我々にしたら、これは説明資料みたいな。高島委員。

○部会員(高島 真君) これって、これで書き込みできるわけでしょう。

○部会長(服部孝規君) できる人はな。

渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) できますけど、なかなか細かいメモをとることが難しいです。

○部会長(服部孝規君) 全くの白紙のメモ帳に書くとか、フリーに書き込むんだったらいいんだけど、原稿自体に書き込んでいくわけだろう。

できる人は限られておるんですよ。

やっぱりそれはメモも要るし、だからこれは残したほうがいいんと違うかなという私は気がします。

要するに、その日見て、もうその日で終わってしまうようなものとはにかくペーパーレス化しよう、その日見て終わりというやつ。それから、一応書類では配られるけれども、みんな知っているようなことはもうやめにして、それぐらいにしておかんと、こういうものまで入れていくと異論が出てくると思う、どうやろうか。合意の得られそうなものからいかんと、どうですか。

高島委員。

○部会員(高島 真君) 正直、みんなが必要かといったら必要でもないし、必要な人は絶対必要なもんやし、もしこの辺のところが必要であれば、必要な人は事務局なり、そこで印刷したらええとい

う話ですわね。ここに入ったやつを印刷するというので、印刷機を買うてもうた、プリンターを買うてもうたわけやもんで、するとなったらどこかでは区切りをつけていかないかなのかなという部分もあるし、僕も余りはっきりわかっていないもんであれなんですけど、どこかで区切りをつけないかんと、ペーパーレス化に向けて一步出さないかんなと思いつつも、やっぱりできやん人を置いていくというのが一番あかんことやもんで、その辺のところを仲よくする方法を考えてしていかないかなのかなと思うもんで、プリンターもあることやし、プリンターを使い切らんのやったら事務局にちょっとプリントしてくれやんかなぐらいのことも言えるん違うかなと思うんですけどね。

**○部会長（服部孝規君）** ただ、今回の提案された趣旨というのは、その日ぱっと目を通して、それで終わってしまうようなものという意味やもんで、そうすると、この口述原稿はやっぱりそれなりに、僕らでもそうやけれども、書き込んだり、資料を調べたことをそこに入れ込んだりと、しょっちゅう議会中は使うさな。だから、それはそれでやっぱり紙でないと非常に使いにくいというのはある。ペーパーレス化されると、非常にそれがやりにくくなるという。要するに、その日見て終わりというものではなくてくるもんで。

西川委員。

**○部会員（西川憲行君）** 今回、第一段階ということなので、その危険性のあるものは今回は上げずに、また今後検討していったらいいんじゃないのというのをふやしていけば、最終的には全部ペーパーレス化するしないは別としても、ふやしていくという方向でいいんじゃないかなと思います。

その中で、僕はもう一個上の各常任委員会の委員長報告ですけど、これは逆に書き込まずに聞くだけじゃないのかなと。だから、これはペーパーレスにしてもいいんじゃないかなという思いがします。

**○部会長（服部孝規君）** なるほどな。多分これは置いておいて、どこかで見るということはまずないもんな。赤になっていないけど、各常任委員会の委員長報告はどうかということと、それから口述原稿の2つは残してはどうかという2つの意見が出ておるんやけれども。

渡邊室長。

**○議事調査室長（渡邊靖文君）** 委員会のほうの口述原稿2つをちょっと上げさせてもらったのは、今、言い方が口述原稿と言うておるもんで、先ほど部会長が言われたように、口述原稿じゃなく予算説明の資料ということで、こういう名称でうちが今後取り扱いをしていけば、これはそのまま多分ようけ利用されていると思うので、当面文書で残してもいいかなと思っています。

**○部会長（服部孝規君）** 確かに経緯としてはそうなんさな。口頭でしゃべってやっておったやつを、僕もよく言うたんやけど、何や議員にメモをとらすんかと僕はよう言うて、そんな自分らだけ原稿を持って、こっちは何もなしで、議員が一生懸命数字を書き込んで、そんなんまともな審議ができへんやないかということ言うて、それで要するに原稿をもらおうという形になったんやけれども、そうやけど、本来はあれは単にしゃべった、例えば挨拶とか、そんなようなことでの原稿ではないんやで、この予算は、こうこうこういう趣旨でつけましたとかいうことの説明やから、これはもうれっきとした予算の説明資料になるので、渡邊室長が言うたように、資料として名前をつけてもうて、これは残すということいいんと違うかなと思うんですけどね。

これまでなくしていくということになると、今度は理事者側のペーパーレス化の問題も出てくるわけやな。こっちが幾らペーパーレス化を進めても、理事者側のほうが全然進んでいなかったら、向こ

うは紙ベースで見ておるわ、こっちは端末やわというんでは合わへんので、理事者側もやっぱりペーパーレス化というものの動きとも合わせていかんと進んでいかへん面が出てくるんやね、どうしても。だから、やっぱりその辺も見て、今回は西川委員も言われたように、その日限りで終わってしまうようなものはいいんやないかと。

あと、1つ残ったのが赤ではないんやけど、各常任委員会委員長報告、これはどうするかというこの提案があった。これも要らんのやないかという意見があったんやけれども、それについてはどうですか。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私はいいと思います、ペーパーレス化にしても。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 私もいいと思います、報告なので。

○部会長（服部孝規君） これは事務局のほうから何か、残した意図というのは。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これを読まれて、最近では委員長報告も結構質問が出ていますので、そういう意味です。これも最近まで、分科会長報告は配付していましたが、委員長報告は議場で配付していなかったんですけど、これは去年の終わりぐらいの定例会から議員さんのほうから、委員長報告も配付してくれという要望をいただいたので始めたんです。

○部会長（服部孝規君） これはちょっと難しいかもわからんな。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これをなくすということは、分科会長報告も同じようなことになってこようかと思うんですけど、ただ、分科会長報告は、それをもとに皆さんが採決の参考にされるという意味で、委員会報告はもう既に採決まで委員会はやっていますので、ちょっと意味合いは違うんですけど、でも、内容的には報告は報告なので、ちょっとどうしたらいいかなというのはありますが。

○部会長（服部孝規君） まあ、残すか。

多分ペーパーでという人も結構見えるん違うかなと。

○部会員（高島 真君） 要らんと違うんかな。これはみんな入ってくるんやもんな。

○部会長（服部孝規君） だから、そこは高島君のいわゆる利用しておる感覚のあれなんやな。

○部会員（高島 真君） だけど、それをみんなに配っておるわけやでさ。

○部会長（服部孝規君） 配っておるけどさ、これを使いこなせるという部分になると、開きが出てくるんです。そのところが一番難しいところなんやわな。これはもう置いておきましょう。

それじゃあ、結局は赤字で書いてもらった中から、当初予算の説明の口述原稿と補正予算説明の口述原稿は除いて、それ以外のはペーパーレス化をしましょうということで、検討部会としての合意ということによろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） これは最終的にはどこで決めるんや。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これはもう推進会議になると思います。

ただ、今、予定がないので、10月に報告の場があるので、そこで確認いただいたら、12月の定例会からかなという。

○部会長（服部孝規君） この辺もそうやけど、いきなり推進会議ではあかんかもわからんな。少なくとも、こういうことで報告だけは各会派しておいてもらったほうがいいかもわからんな。

なくそうということで、今進めていますみたいなことですか。そういう報告はしておいてもらわんと、その中でいろいろ出てこれば、検討部会として再度また考えなと思うんやけどさ。それをせんと、多分、当日ぼんと出しても、やっぱりいろいろ出ると思うんや、僕は、これに関しては。まだ紙にというこだわりのある人はあるで。

だから、口述原稿は除いた赤字で書いたものに関してはペーパーレス化を進めたいということが検討部会の意向やということで、一応各会派、説明をしておいてください。それで、最終的に10月の推進会議で了解をとると。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） じゃあ、先ほど出たやつで一回つくり直しましょうか、こういうものをなくしますと。

○部会長（服部孝規君） そうですね、それはお願いします。各会派に1枚ずつあったらいいわ。ややこしいもんな。

この趣旨も、ちょっと書いてもらおうかな、ペーパーレス化をという候補に上げたのはどういうものかという。先ほど言ったように、本当に1回見てもう終わりというような、目を通して終わりというようなのか、それからもう既に議員に周知されているような内容を文書で出しておる、日程とかというような、ペーパーレス化をどういうふうな基準で選んだんやというところを、とりあえずはこれから始めたいということやもんで。そんなことも最初に書いてもうて、一応、候補のリストとしてこうですよというようなのをお願いしたいと思います。

その他へ行ってよろしいか。

その他、何かありましたかな。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 済みません、今、少しペーパーレス化の議論をしていただいていたんですけど、行政側がタブレットを今全く持っていない中で、やっぱり議会だけがどんどん先に進んでいくじゃなくて、行政側の考え方も一度、この検討部会の中で聞く必要があるんじゃないかなと思うので、ぜひ企画なりに来ていただいて聞き取りをしたらいかがかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 要は、さっきも言ったけど、議会側だけどんどん進めていっても、結局理事者側のほうが進んでいかないと、手のつけられやん部分があるわな。だから、そういう部分をどういうふうに、いつまでにどう進めていくかという問題になったときに、理事者側のほうがどういふようなスタンスで今、理事者側のほうがどういふようなスタンスで今これにかかわってやっていっておるのかという、このことを聞かんことには我々のスケジュールなり、そんなんも決まっていかなんかなという思いがあるんやわ。

例えば、こっちが本当にペーパーレス化したところで、理事者側が紙媒体を持ってやっておったんでは、何この議会という、かえって変に映るわね。議会だけペーパーレス化しましたと言うてみたところで、何かそれもぎくしゃくするだけの話やもんな。そうやもんで、やっぱりそこは先駆けてうちは入れたんやけどさ、やっぱりそれに対して理事者側がどうしていくんか、そこらも見ないかな。

結構やっぱりこの問題は議運の視察でも随分出たらしいです。要するに、これをいろんな意味で、環境的なものも整備していかないかんとという問題やね、結局うちも。

ところが、議会だけ整備するののかという話になると、そうすると今度はやっぱり理事者側も含めて、役所全体のいわゆるこういうものを使うという環境を整備するということを考えやんと、議会のところだけが環境整備をしてもあかんという問題もあるもんで、だから、その辺も含めてやっぱり必要やなということやな。あれは具体的にどんな話だったのかな、ちょっと紹介してもらえますか、タブレットの。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　ここは愛知県の岩倉市議会から、全議員が視察対応に出てくれたんです。

行ったら全員が座っていたんです。たまたま2人都合が悪い方が欠席されていましたが、タブレットのことは視察に入っていなかったんですけど、最後のその他でうちの議運の副委員長の福沢議員が使っていたところ、タブレットのことを聞かせてほしいと結構ばあっと質問が出たんですが、結局はどういう効果があるのかというところとか、ペーパーレス化の問題も当然あったんですけど、出たのはトラブルの危機管理をどう考えておるのかということで、万が一ネット環境が例えばつながらなくなったら、停電もそうですし、うちのネットも結構不安定な状態ですので、ネットが見られなくなったら資料が見られなくなる、じゃあ、本会議はそこで中断するんですかとかですね。

いろんなトラブルがあって、停電自体は当然議場の電気も切れますし、委員会室も切れるのでできやんと思うんですけど、万が一うちの使っておるクラウドのふぐあいとか、何が起るかわかりません。その辺はどう考えているんですかとか、危機管理の問題が出ていましたね。

○部会長（服部孝規君）　そういう環境の整備もせないかんというな。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　今現在、うちは25台までしか対応できんようなLAN環境にしかありませんので、執行部を入れると40台とか50台という話になってくるので、そうすると大がかりなLAN工事をせんことには、議場もそうですけど、動かないですし、そういう問題も出ていましたね。

それから、別にタブレットを入れやんでも、自分のノートパソコンやタブレットを持ち込んで、それをクラウドに入れるようにしたらいいんと違うのというようなシビアな意見もありましたし、なぜみんながそろえやんならんのという意見もございましたし。

○部会長（服部孝規君）　自分のパソコンを使いこなしている人は不便やろうなと思う。今まで使っていなかった人にとってはいい機会なんやな、これは。こういうものに接するというのか、こういうものを使おうとするという機会としてはいい機会ではあるんやな。

高島委員。

○部会員（高島 真君）　役所ってみんなパソコンでやっていませんか、いろいろ。やっとな俺らが追いついたんやというぐらいにしか思っていなかった。やろうと思ったら、役所は一斉メールが送れるわけでしょう。やっとな僕らがこれを持って追いついたのかな、役所の人という思いで、僕らが先に行っておるとは思うてなかった。

○部会長（服部孝規君）　これ自体は先に行っておるがな。

○部会員（高島 真君）　だけど、職員の人是一人一台パソコンを持ってやってますやんか。連絡を

しようと思ったら一斉メールでやれるし、あとは環境の話だけやんなと僕は思っておって、やっと職員に僕らがこれを買ってもらうて追いついたという考えやったんです。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これは前も竹井前部会長も、何で職員は1人1台で、議員は会派1台なんだと、それはしきりに言われて、やっとこれで追いついたという。

○部会員（高島 真君） そうそう、僕はそういう考えでおったもんで。

○部会長（服部孝規君） なるほどな、それはそれでいいのかな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） LAN環境自体を整備すれば、職員は自分のパソコンを持って議場に入っ  
てこられるわけですか。

○部会長（服部孝規君） そういうことやわな。ただ、大きいでな、ちょっと。

高島委員。

○部会員（高島 真君） LAN環境がなければ、データベースで渡せばいいわけやな。

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、今、森副部会長が言われたような日程をぜひやりたいと思う  
ので、10月にでもちょっと日程調整をさせていただきます。企画総務部やね、多分相手は。日程調整  
させてもうて、検討部会としての聞き取りみたいなことになると思うんですけども、どこまで進ん  
でいるのやという話をね。

そうしたら、最後にその他で次の開催をちょっと、これは10月最終の月になりますけれども、も  
う10月21日に全員協議会が終わった後、議会改革推進会議を開いて、もうこの1年間の議会改革  
推進会議としてのあれをちゃんと報告して、それで任期が切れるということなので、この21日ま  
で間で最後のところ、例えば趣旨説明を想定した請願者の趣旨説明か、これの問題とかペーパーレ  
ス化とか、これも区切りをつけておかんとあかんと思うもんで、できれば10月早々に。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、11日で。検討部会最終、10月11日10時からね。

聞き取りはまた別に。これはいつでもいいもんね、白書と関係ないと言えないんやで。

ただ、我々が議論を進めていく上で、そういう理事者側のあれを聞いておかんとあかんやろうとい  
うことですから、それはもう向こうの都合もあるもんで、それはまた追って調整させてもら  
います。

以上でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、議会改革推進会議検討部会を閉会します。どうもご苦労さま  
でした。

午後2時09分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 9 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規